

令和5年9月4日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井康之  
(公印省略)

### 令和5年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会から標記について連絡がありました。年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）については、令和5年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、支給事務を行う日本年金機構より、簡易な給付金請求書（はがき型）が送付されます。

しかしながら、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者の中には、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、ご自身だけでは手続きが困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいることが想定されます。

本連絡は、今般、厚生労働省より上記対応に関する給付金の請求手続き等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等を可能な範囲で行っていただくよう、通知が発出された旨の情報提供です。

なお、すでに給付金を受給している方については新たな手続きは不要とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

### 記

(添付資料)

○令和5年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）（令和5年8月25日 老高発 0825 第1号、老認発 0825 第1号、老老発 0825 第1号、年管管発 0825 第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長、老健局老人保健課長、年金局事業管理課長）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737